

## **無通帳サービス(ブックフリー)利用規定**

スルガ銀行  
ゆうちょ専用支店

### 1. ブックフリーサービス

ブックフリーサービス(以下「本サービス」といいます。)とは、通帳の発行に代えてお取引の内容が一覧できる明細書(以下「お取引明細書」といいます。)を郵送するサービスで、普通預金または普通預金と一体化している預金を対象とします。

### 2. お取引明細書の郵送

本サービスをお申し込みいただいた預金口座(以下「ご利用口座」といいます。)のお取引明細書は、スルガ銀行(以下「当社」といいます。)所定の時期に作成し、お届けの住所に郵送するものとします。なお、ご利用口座には通帳を発行いたしません。

### 3. お取引明細書の保管

お取引明細書は、別途送付する「ブックフリー専用フォルダー」にとじ込んで保管するものとします。

### 4. 預金の払い戻し

ご利用口座のうち、当社所定のキャッシュカードをご利用いただける預金につきましては、当社のどここの店舗でも当社キャッシュカード規定による払い戻し(当座貸越を利用した普通預金口座の払い戻しを含みます。)また、キャッシュカードをご利用いただけない預金につきましては、当社所定の払戻請求書にお届印の印章により記名捺印して、本人確認資料とともにご利用口座の口座開設店(以下「お取引店」といいます。)に提出していただき、当社所定の方法により取り扱うものとします。

### 5. お取引明細書の返戻等

お届けの住所にあてて郵送したものが返戻された場合は、当社は保管責任を負いません。また、延着または到着しなかった場合等で当社の責に帰すことができない事由により紛議が生じても当社は責任を負いません。

### 6. 届出事項の変更

住所・氏名等の届出事項に変更があったときは、直ちに当社所定の書面によりお取引店に届け出るか、当社所定の変更手続きをおこなうものとします。このお届けまたはお手続きの前に生じた損害については、当社は責任を負いません。

### 7. 成年後見等の届出

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前2項と同様にお届けください
- (4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様にお届けください。
- (5) 前4項の届け出の前に生じた損害については、当社は責任を負いません。
- (6) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている方は、当支店においての口座開設はお受けできません。
- (7) 本規定は、他の取引にも準用します。

## 8. 解約等

- (1) 本サービスは、お客さまもしくは当社の都合により、いつでも解約することができます。
- (2) お客さまの都合により本サービスを解約する場合は、当社所定の依頼書を提出していただきます。
- (3) お客さまが次の各号の一つにでも該当した場合には、当社はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当社が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。
  - ① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意志によらずに開設されたことが明らかになった場合。
  - ② 住所変更の届出を怠るなど、お客さまの責めに帰すべき事由によって当社がお客さまの住所を確認できなくなったとき。
  - ③ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合。
- (4) この預金が、当社が別途表示する一定の期間預金者による利用がなく、かつ残高が一定の金額を超えることがない場合には、当社はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。また、法令に基づく場合にも同様にできるものとします。
- (5) 前3項により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、当社に申し出てください。この場合、当社は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。

## 9. 通知等

届出のあった氏名、住所にあてて当社が通知または送付書類を発送した場合には、延着または到着しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

## 10. 規定の準用

この規定に定めのない事項については、当社の普通預金規定、キャッシュカード規定等の各規定にしたがって取り扱います。

## 11. 規定の変更

この規定の内容については、当社はお客さまに通知することなく変更することがあります。

## 12. 保険事故発生における預金者からの相殺

- (1) この預金は、当社に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、本条各項の定めにより相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当社に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当社に対する債務で預金者が保証人になっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取り扱いとします。
- (2) 相殺する場合の手続きについては、次によるものとします。
  - ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充當の順序方法を指定のうえ、届出印を押印して直ちに当社に提出してください。ただし、この通帳で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当社に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
  - ② 前号の充當の指定のない場合には、当社の指定する順序方法により充當します。
  - ③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当社は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 相殺する場合の借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当社に到達した日までとして、利率、料率は当社の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取り扱いについては当社の定めによるも

のとします。

- (4) 相殺する場合の外国為替相場については当社の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当社の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

以上

(2014年1月)